公　示　送　達　書

岡料第　　9462　　号
令和　8　年　11　月　6　日

下記の者に発送した書類について、その住所及び居所が不明のため送達できないので、公示送達をします。

なお、当該書類は当市財政局税務部料金課に保管してあり、受領権限を有する者にいつでも交付します。

岡 山 市 長　　大　森　雅　夫

送達を受けるべき者	住（居）所	岡山県岡山市南区松浜町７番１５－６０１号
	氏　　名	岡田　康文

（ 注意 ）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。